

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE2AA02100		6MCZ2A20005 0001				NW-Z210043	
品名 または 件名							
装備品等保管用大型テント倉庫電気設備及び給排水設備設計役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
島松駐屯地			総一管一補 堀口1曹 (5287)				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
総務部管理課補給班事務室			令和9年4月30日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年11月10日（火）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 落札決定方法
- ア 総額により決定する。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
- (3) 入札の無効
- ア 第7項第1号に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
 - エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - オ 電話、電報及びFAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（感染防止のため。）
- (4) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第3契約班
- b 送付期限
令和8年11月9日（月）15時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「装備品等保管用大型テント倉庫電気設備及び給排水設備設計役務 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (4) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後入札担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和8年11月16日（月）10時00分
- (4) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和8年11月13日（金）17時00分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (8) 入札に関する問合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課 担当：堀口
電 話 0123-36-8611（内線5287）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課第3契約班 担当：湯地
電 話 0123-36-8611（内線5257）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (9) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (10) 公告掲示期間
令和8年9月11日～令和8年11月10日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をしていい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
装備品等保管用大型テント倉庫 電気設備及び給排水設備設計役務		NW-Z 2 1 0 0 4 3	
		作 成	令和 7 年 1 2 月 8 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	北海道補給処 総務部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する装備品等保管用大型テント倉庫（以下，“テント倉庫”という。）電気設備及び給排水設備設計役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1及びHW-Z 1 2 0 0 0 1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 8 3 1 7

製図一寸法記入方法—一般原則，定義，記入方法及び特殊な指示方式

b) 仕様書

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

HW-Z 1 2 0 0 0 1 装備品等保管用大型テント倉庫

公共建築設計業務委託共通仕様書

c) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

d) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

官庁施設の環境保全性基準

建築工事設計基準

建築工事設計要領

防衛施設設計業務に係る電子納品手引書

防衛施設設備設計要領

公共建築改築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）

公共建築設備工事標準図（電気設備編）

建築工事標準詳細図

公共建築工事共通費積算基準

公共建築数量積算基準

公共建築設備数量積算基準

公共建築工事標準単価積算基準

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書（機械設備編）、公共建築設計業務委託共通仕様書（電気設備編）に基づき、東千歳駐屯地のテント倉庫5棟に対する、電源及び給水の最寄分岐箇所からの引込を含む電気設備設計及び給排水設備設計を行うものとする。

2.2 対象施設及び設備内容

対象施設及び設備内容は、**別図**による。

2.3 役務実施場所

役務実施場所は、会社営業所等とし、細部現地については**別図**による。

2.4 役務実施の要件

本設計を実施するにあたり必要な知識及び技能を有する者とする。

2.5 設計に関する業務範囲

設計に関する業務範囲は、次による。

- a) 要求等の確認
- b) 現地調査
- c) 製図
- d) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- e) **設定方針の策定**

設計方針の策定は、次による。

- 1) 総合検討
- 2) 設計のための基本事項
- 3) 設計方針の策定及び発注者への説明

2.6 追加業務の内容及び範囲

追加業務の内容及び範囲は、次による。

- a) 成果図書に基づく積算業務
- b) 積算数量算出書の作成
- c) 単価作成資料の作成
- d) 見積聴取
- e) 見積検討資料の作成

2.7 その他

その他は、次による。

a) 設計業務

設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b) 積算業務

積算業務は、監督官の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。

c) 適用基準

1.3 に示す公共建築統一基準による。

d) 図書の確認

官側が示す任意の時期に作成途中の設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。また、確認の都度、監督官から要求があった場合は、検討し修正を加えるものとする。

e) コスト縮減に係る提案

本役務の実施に当たり、設計対象物に係るコストの縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

3 その他の指示

3.1 提出書類

提出書類は表1による。

表1－提出書類

番号	名 称	数量	提出先	提出時期	備 考
1	作業記録 (役務完了調書)	各 1 部	総務部	官側施設で作業をした時。	様式を図 1 に示す。
2	電気設備設計図		管理課補給班	契約納期まで	細部は表 2 に示す。
3	水道設備設計図				細部は表 3 に示す。
4	排水設備設計図				細部は表 4 に示す。
5	工事費内訳書				細部は表 5 に示す。
注記 1 図面データは J w c a d とする。					
注記 2 設計図は、監督官と協議のうえ、適宜、追加・削除してもよい。					
注記 3 成果物は、監督官の指示により、製本とする。					

表2－電気設備設計図規格等

番号	名 称	縮 尺	規格	備 考
1	特記仕様書	—	A 3 及び データ	
2	配置図			
3	平面図			
4	断面図			
5	装柱図			
6	器具表			
7	器具集計表			

表3－水道設備設計図規格等

番号	名 称	縮 尺	規格	備 考
1	特記仕様書	—	A 3 及び データ	
2	配置図			
3	平面図			
4	断面図			
5	器具表			
6	器具集計表			

表4ー排水設備設計図規格等

番号	名 称	縮 尺	規格	備 考
1	特記仕様書	—	A 3 及び データ	
2	配置図			
3	平面図			
4	断面図			

表5ー工事費内訳書規格等

番号	名 称	縮 尺	規格	備 考
1	工事積算数量算出書	—	A 4 及び データ	
2	工事積算数量調書			
3	見積書、見積比較表			
4	概略工事工程表			
5	概算工事費報告書			

3.2 貸付品

基礎となる建物平面図等は、データで官側から提供する。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

3.4 秘密保全

駐屯地の中で作業する場合は、次による。

- a) 行動（火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
- b) 作業地域以外への立入りを禁止する。やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- c) 駐屯地へ立入る者については、日本国籍を有し、日本語で意思疎通ができる者とする。

3.5 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

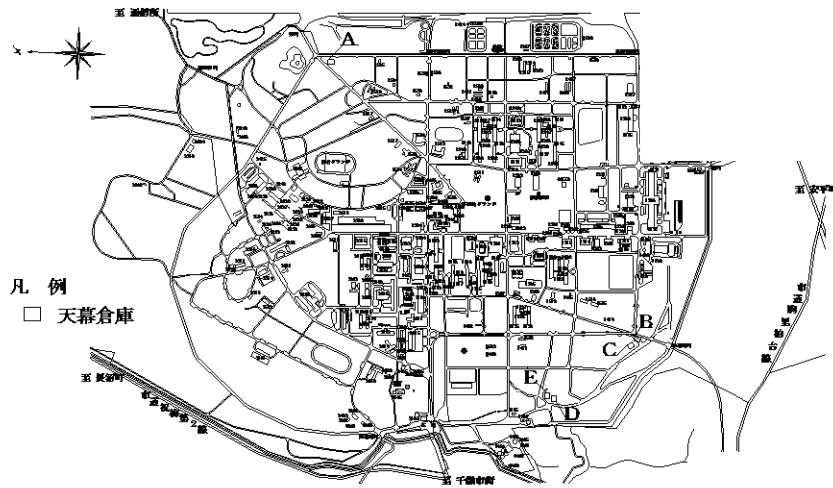
3.6 その他

その他は、次による。

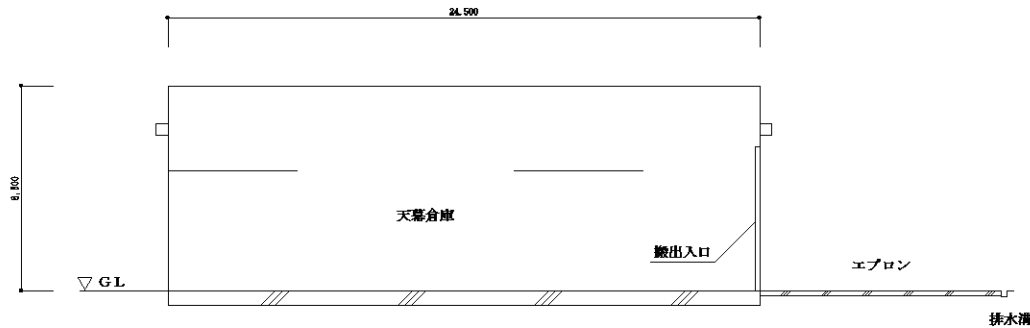
- a) 駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業する。万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等に報告し、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- b) その他、指示事項がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

4 仕様書に関する疑義

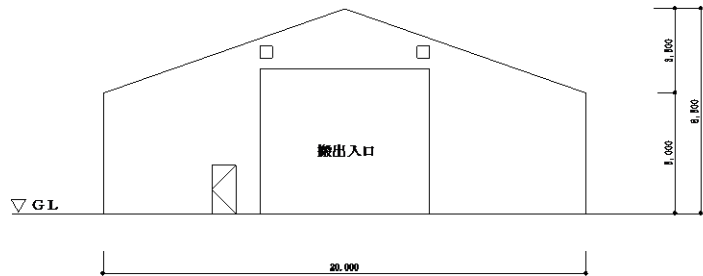
この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



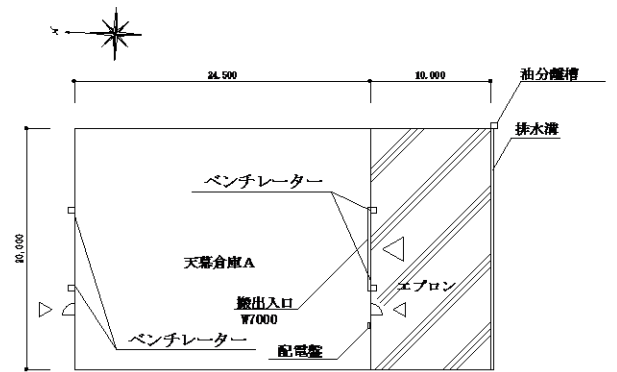
東千歳駐屯地配置図 S=1/20,000



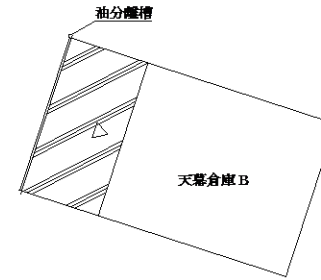
天幕倉庫断面図 S=1/200



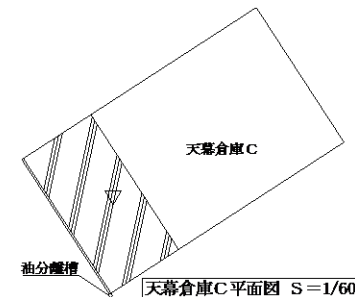
天幕倉庫搬入口側立面図 S=1/200



天幕倉庫A平面図 S=1/400



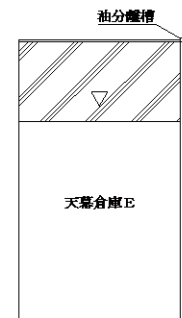
天幕倉庫B平面図 S=1/600



天幕倉庫C平面図 S=1/600



天幕倉庫D平面図 S=1/600

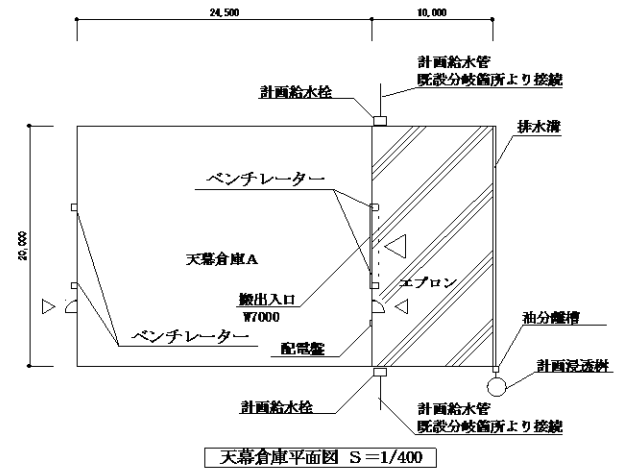
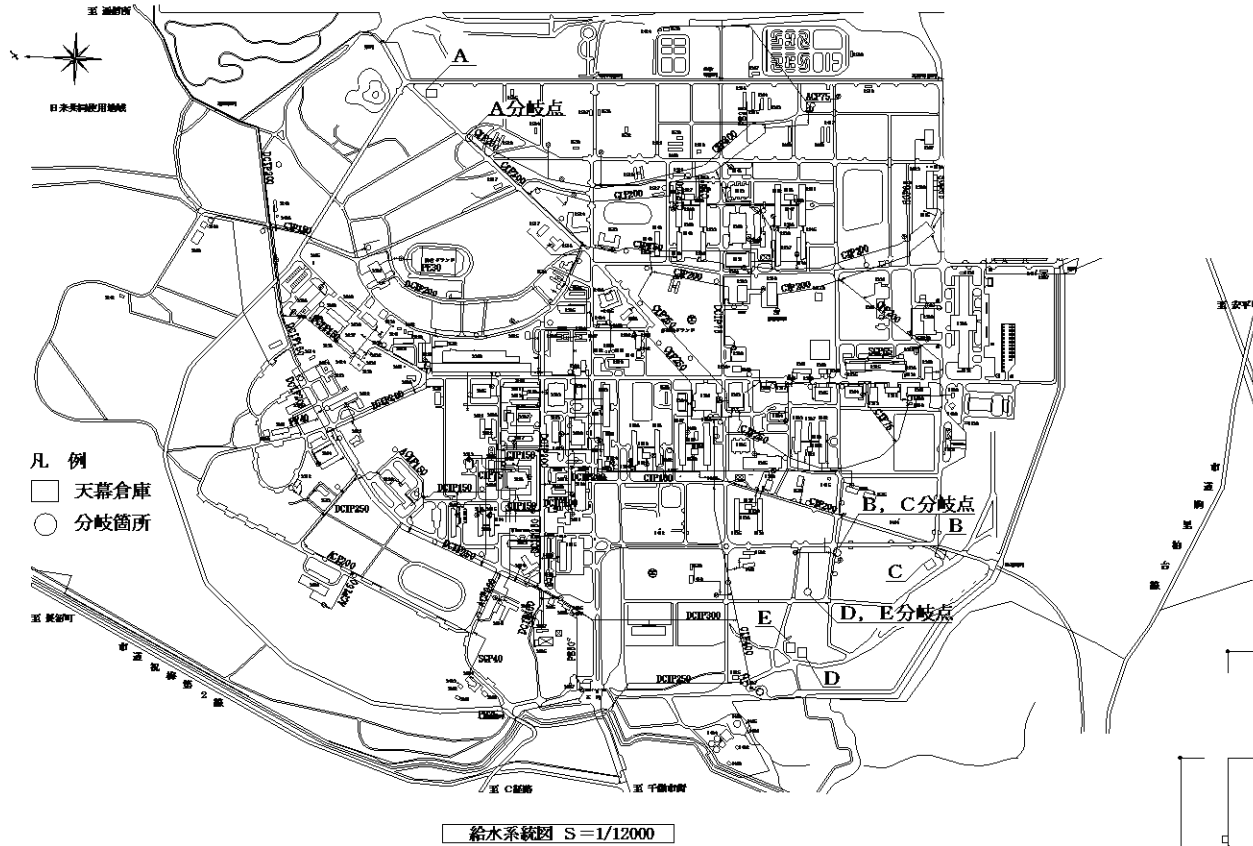


天幕倉庫E平面図 S=1/600

A～E倉庫、エプロン、建具等の寸法は共通

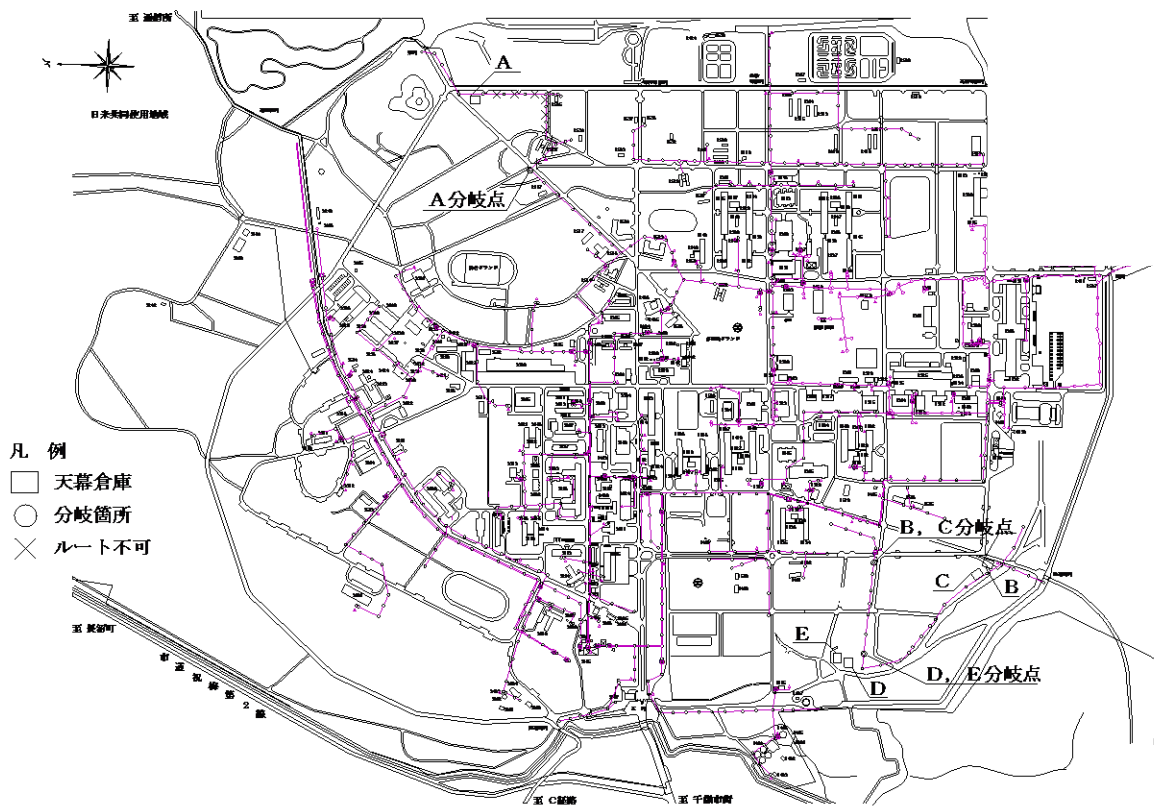
基礎部：布基礎（鉄筋コンクリート）
骨組：鉄骨構造

種 別	配置図 既存天幕倉庫 平面図・断面図・立面図	縮尺	図 示



計画概要表

箇所	屋外（共通）	屋内	共通事項
A	エプロン周辺に給水栓を設置し、給水本管の各分岐箇所と給水栓を給水管で接続を計画 給水 不凍給水栓 20A 伸縮式 2箇所 格納ボックスを計画 排水 油分離槽からの排水は、浸透料（鉄筋コンクリート製）を計画		計画使用機器（各倉庫） 洗車機 2台 （3相200V 5.5kW ×2）
B			
C			
D			
E			

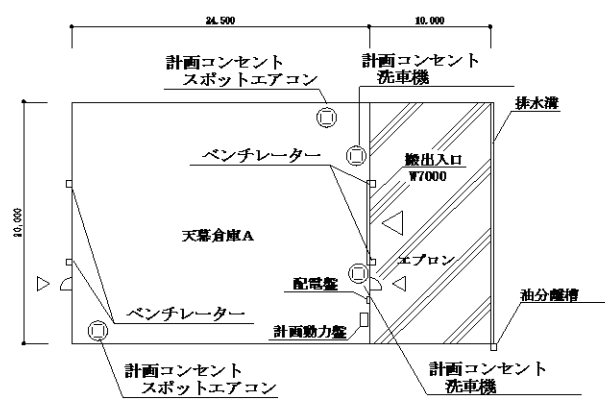


- 凡 例
- 天幕倉庫
 - 分岐箇所
 - × ルート不可

電気系統図 S=1/12000

計画概要表

箇所	屋 外	屋 内	共通事項
A	分岐箇所より単相100V電源を倉庫A内へ 変圧器10kVA程度1台を計画	単相100V電源 既設配電盤へ接続	計画使用機器 (各倉庫) スポットエアコン 2台 (3相200V 2.16kW ×2) 洗車機 2台 (3相200V 20A 5.5kW×2)
	分岐箇所より3相200V電源を倉庫A内へ 分岐箇所から1本目の電柱にPASを計画 変圧器20kVA程度1台を計画	各倉庫 3相200V電源を動力盤に引込み、 動力盤から4箇所のコンセントを計画	
B	分岐箇所より3相200V電源を倉庫B、C内へ		計画動力盤 機器用4回路及び予備2回路
C	分岐箇所から1本目の電柱にPASを計画 変圧器50kVA程度1台を計画		
D	分岐箇所より3相200V電源を倉庫D、E内へ		計画PAS 高圧気中開閉器
E	変圧器50kVA程度1台を計画		



天幕倉庫 平面図 S=1/400

入札書

金額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
装備品等保管用大型テント倉庫電気設備及び給排水設備設計役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
	合 計					
納入(履行)場所	島松駐屯地	納期(履行期限)		令和9年4月30日		
契約保証金	免除	見積書有効期限				

上記に関して「入札及び契約心得(駐屯地用)」「標準契約書(駐屯地用)」「標準契約書(補給本部等用)」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合))、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得(駐屯地用)」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者

TEL